

明石市指定ごみ袋に関する市民アンケート調査業務委託 【特記仕様書】

1 委託業務名

明石市指定ごみ袋に関する市民アンケート調査

2 業務の目的

市民のごみの減量・資源化や、指定ごみ袋の導入に関する意識等についてアンケート調査を行い、今後のごみの減量化にかかる施策の方向性を決定する上での基礎資料とすることを目的とする。

3 業務場所

明石市内（ただし、本市が必要と認める場合はその限りではない。）

4 履行期間

契約締結日の翌日から2025年（令和7年）3月31日までとする。

ただし、中間報告として、集計結果の速報値（2024年11月15日までのデータ提供分）については、2024年11月30日までに提出すること。

5 業務の内容

（1）アンケート目的の把握

市との協議により、アンケートの目的（例：指定袋に対する市民意識、現状のごみの排出状況、指定袋導入時の効果の把握、無作為抽出の市民とワークショップ参加後の市民との意識の変化など）について市と十分に協議し把握すること。

（2）アンケート調査項目の検討

アンケートの目的に応じた、調査項目（大項目、中項目）や項目数について検討する。

（3）アンケート方法の確認

アンケート票の郵送、配布及び回収は、明石市が行うものとする。回収方法は、郵送及びWebフォームによる調査を並行して実施することとし、調査対象者に依頼文及び調査票、WebフォームのURL及び二次元コードを記載した案内文を配布する。調査対象者は、郵送もしくはWebフォームのいずれかの方法で回答する。

※調査対象者

①13中学校区から各100名ずつ無作為抽出した満18歳以上の市民

②ごみ減量ワークショップ（8月下旬～11月上旬実施予定）に参加する市民約300名

（4）アンケート票の作成

上記調査項目について、アンケート設問を構成（30問程度）し、アンケート票を作成する。

（5）アンケート回収後のデータ整理及び分析

市でアンケート回答の入力を行い基礎データ作成後、データ整理、調査目的に対する分析を行う。

回収量：1,000件程度

（6）調査報告書、データ集の作成

アンケート調査結果を報告書及びデータ集として取りまとめる。また、調査結果をグラフ・表等を用いて分かりやすく整理し、分析コメントを記載した報告書を作成すること。

6 打合せ協議

打合せ回数は着手時、成果品納品時の計2回とするが、業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と本市担当者は常に密接な連絡をとり、業務内容について疑義が生じた場合は速やかに本市担当者と協議するものとする。

7 成果品

- ①アンケート票…A4判1部、Microsoft Excel もしくは Word データー式
 - ②調査報告書…A4カラー判1部、データー式 ※データ形式は市との協議による
 - ③その他、明石市が必要と認めるもの
- ※データについてはCD-ROM1枚で提出すること。

成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、本市に帰属する。また、本市の許可なく成果物を他に利用、公表又は貸与してはならない。

8 その他

- (1) 受注者は、本市担当者と連絡を密にし、意思の疎通を図るように心がけなければならない。
- (2) 受注者は、契約の履行にあたり、業務の目的を十分に理解し、最も優れた技術を発揮するよう努めなければならない。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたり、関係する諸法令規則、設計基準、指針、通達等を遵守するものとする。
- (4) 受注者は、業務委託の実施により知ることができた個人情報や他人に知らせてはならない。また、本市が貸与した個人情報や記録された資料を承諾なしに複製・利用してはならない。この契約が終了、または解除された後においても同様とする。
- (5) 本仕様書及び設計図書等に記載の無い事項、並びに本業務に関して疑義が生じた場合は、本市担当者と協議の上、その指示に従うものとする。
- (6) 受注者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。その時、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵があった場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。
- (7) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、すべて受託者の負担とする。
- (8) 業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じたことにより本市が協議を申し出た場合、受託者は受託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (9) 上記(1)～(8)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補填させる場合がある。